

ID: 410

担当部署: 上下水道局

処分の概要	指定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水装置工事指定業者に関する規程 第16条		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規程第16号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第16条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の指定を取り消すことができる。 (1) 不正の手段により第3条の指定を受けたとき。 (2) 第3条各号に適合しなくなったとき。 (3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第9条の規定に違反したとき。 (5) 第10条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。 (6) 第13条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 第14条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日